

論文

保健体育科教論を目指す学生に対する柔道授業の在り方についての一考察

○岡崎祐史*1 大藤潤也*2

キーワード：武道必修化、柔道授業、保健体育科教論

1 はじめに

日本伝講道館柔道（以下、柔道とする。）は武道の一つであり、競技スポーツや学校体育への発展を遂げた日本固有の文化である。この文化的価値は、我が国のみならず世界へと伝承され、国際的に享受されている。

柔道の創始者である嘉納治五郎師範は、柔道の精神を「精力善用」と「自他共栄」に象徴させている。柔道チャンネル報道チームによると、この両者の柔道精神の意味合いについて、「精力善用」とは、心身の持つすべての力を最大限に活かして、社会のために善い方向に用いること¹⁾としている。また、「自他共栄」とは、相手に対し敬意、感謝することで、信頼し合い、助け合う心を育み、自分だけでなく他人と共に栄えある世の中にしようとすることである²⁾としている。

藪根らはこの理論について、「精力善用」は、目的達成のためにいかに精力を使用するか的手段学である³⁾と報告している。同時に藪根らは、「自他共栄」の理論として、通常は「相助相譲・自他共栄」で一つの原理として解説される。(略)「相助相譲」は「自他共栄」を達成するための手段となること⁴⁾を報告している。つまり、嘉納師範が説いた柔道の究極の精神とは、「精力善用」と「自他共栄」から、自己の完成と世を補益する二つにあると考えられ、まさに人間教育、人間形成の道（手段）と言える。

柔道は、戦国時代の戦場組打が江戸時代に集大成された柔術を前史として持つものである。柔術の経験者であった嘉納師範は、柔道を創始するにあたって、それまでの柔術の理念と技の内容に質的な変化を加えたとされている。柔術自体運動量は乏しいものの、危険

を伴う「形」本位の練習形式が主体であったとされており、嘉納師範は柔道において、危険な部分を「形」に残し、自然体による乱取中心の競技性を持たせることで柔道の大衆化を試みた。また、その技にも、合理性、安全性の基準から選別と改良を加え、今日の柔道に至っている。

柔道の指導法に関しては、柔道だけでなく、全ての武道は「形の文化」と言われているように古くから師の動作や作法、立ち居振る舞いを真似や見取稽古から学んでいく方法が踏襲されていた。野瀬らの報告によると、柔道においても技術の修得や理解は、まずは「形」の稽古が中心に行われており、その技術を解析して指導法に活用することは有効であると考えられている。⁵⁾ また、野瀬らは武道必修化に伴う柔道指導法のあり方として、「形」を学ぶことで伝統的な行動の仕方を習得することができることはもちろん、さらには、技の理合や相手を尊重する態度も習得することができるため、伝統的な行動の仕方を習得するために、「形」を適切に取り扱うのも良い⁶⁾と定義しており、吉澤らは、体育授業における柔道指導について、基本動作や基本的な技を中心に、安全に楽しく学習すること⁷⁾と報告している。

文部科学省は2008（平成20）年3月に中学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領では、中学校保健体育において武道領域を必修化することを決定し、2012（平成24）年には中学校において武道必修化が完全実施される運びとなった。この背景には、2006（平成18）年に教育基本法の教育の目標において、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土

*1 武庫川女子大学 健康・スポーツ科学部

*2 至誠館大学 現代社会学部

を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと⁸⁾が盛り込まれたことで、我が国固有の伝統と文化への理解を深めさせる狙いがあったのではないかと推察される。

中学校の武道必修化に伴って、教科体育における柔道などの武道に対する関心が高まったことでこれまで多岐にわたって数多くの研究報告が行われている。中でも数多く見受けられる内容としては、柔道の専門性がなくとも安全でかつ学習効果の高い柔道授業の展開ができるような指導方法の開発に関する内容がほとんどである。柔道は他の体育授業で取り扱う領域に比べ怪我のリスクも多く、危険度も高いことが示唆されている。内田の報告によると、2009年の5月から8月にかけて、柔道活動中の死亡事故が3件発生しており、こうした死亡事故は、学校管理下において毎年発生していること⁹⁾から、他の領域に比べ慎重に授業を展開する必要があり、柔道に対する専門性は高くなくとも、基本的な指導方法等を身に付けておかなければならないのではないかと考えられる。

しかし、岩間の報告によると、柔道は事故発生率の高い種目であるにもかかわらず、その指導に当たる教員のうち、6割は段位を持たず、さらにその中の4割の教員は、大学で柔道授業さえ受講しないまま生徒に柔道を教えている¹⁰⁾とされており、半数以上の者は全日本柔道連盟公認資格（初段以上）を所有していない状況であることがわかる。また、竹澤らによると、柔道を専門としない教員は、その魅力を伝えるのが困難なこと、そして死亡事故や大怪我への懸念からも、動きがなく礼法や受け身のみで特化した授業展開をしてしまい、これが原因となり柔道は危険なスポーツであり、なおかつ面白くないという負の連鎖に陥ってしまう可能性が考えられる¹¹⁾と報告している。この現状に至る背景として、柔道の専門性を学ぶための十分な時間が確保できていない可能性が考えられる。全日本柔道連盟の重大事故総合対策委員会によると、習い始めから6ヶ月間に重大事故が多発し、少なくとも3ヶ月

は高い位置からの投げ込みはしないこと¹²⁾と掲げており、岡崎らは保健体育科教員養成課程での大学授業において、初心者に値する学生に対し柔道授業を展開する上では、これに準じた授業時数を確保できない現状があり、初心者向けのプログラムに則って授業を展開した折には、履修学生が指導者として危険を予見し回避する実技指導が可能となる相応レベルまで達することの難しさを抱えている¹³⁾と報告している。

以上の報告を踏まえ、授業時数の確保が難しい中でもある程度の専門性を学ばせるためには、教科体育としての柔道授業をどのように展開していくかが重要となるのではないだろうか。そのためには、中学校および高等学校の体育授業において柔道の授業を受講した者が何を習得したかを明らかにすることで、一つの知見が得られるのではないかと考えた。

そこで本研究では、大学授業において柔道を受講している学生に対し、中学校あるいは高等学校における柔道授業の受講有無や、何を重点的に習得できたかを調査し、保健体育科教諭を目指す学生に対する柔道授業の在り方を考察するための基礎資料を得ることを目的とした。

2 研究方法

2-1 調査対象者

調査対象者は、武庫川女子大学の体育・スポーツ系学部にも所属する健常な女子大学生24名と、至誠館大学にも所属する健常な男子大学生および女子大学生53名（内訳：男子大学生44名、女子大学生9名）の計77名とし、書面によるアンケート調査を行った。

2-2 調査期間

武庫川女子大学における調査は、2021年10月に実施された柔道授業の第1回目講義時にアンケート調査を実施した。

至誠館大学における調査は、2021年10月および2022年10月に実施された柔道授業の第1回目講義時にア

ンケート調査を実施した。

2-3 倫理的配慮

本調査における主旨、個人情報の保護方針に基づき、①結果は統計的に処理されるため個人が特定されることはないこと、②調査への参加は自由意志での参加であり、参加しない場合でも不利益を受けないこと、③参加後においてもいつでも撤回でき、その場合にも不利益を受けないこと、④回答の有無は成績には一切関係しないことを保障し、本調査への回答をもって本研究への参加を同意したものとみなした。また、調査開始時にはそれぞれの調査責任者が直接口頭で対象者への説明を行った。

3 結果

本調査の回答者 77 名の内訳は、男性 44 名 (57.1%)、女性 33 名 (42.9%) であった。学年は 2 年次 59 名 (76.6%)、3 年次 17 名 (22.1%)、4 年次 1 名 (1.3%) であった。なお、有効回答数においても同様に 77 件 (77 名) であった。

図 1 は、中学校あるいは高等学校の教科体育における柔道授業の経験の有無を調査した結果である。77 件の回答数のうち、経験ありと回答された結果は 39 件 (50.6%) であり、経験なしと回答された結果は 38 件 (49.4%) であった。

図 2 は、柔道の授業を受講した場所を調査した結果を表している。経験ありと回答された 39 件のうち、中学校での経験が 31 件 (79.5%)、高等学校での経験が 6 件 (15.4%)、中学校および高等学校での経験が 2 件 (5.1%) であった。

図 3 は、柔道の授業を受講した期間を調査した結果である。39 件の回答数のうち、約 1 カ月程度と回答したものが 28 件 (71.8%)、約 3 ヶ月程度と回答したものが 6 件 (15.4%)、通年 (1 年間) と回答したものが 3 件 (7.7%)、約半年程度と回答したものが 2 件 (5.1%) であった。

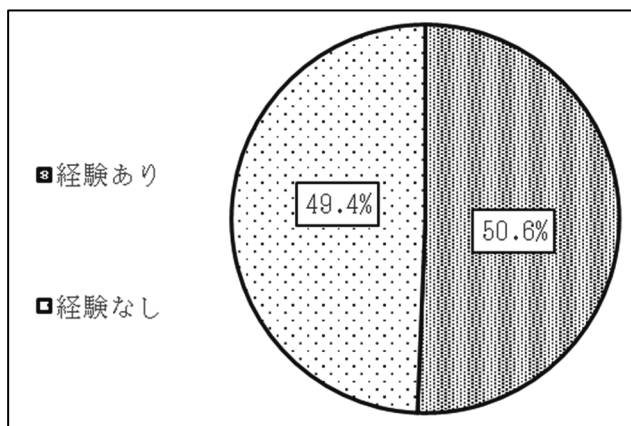


図 1 柔道の授業経験の有無

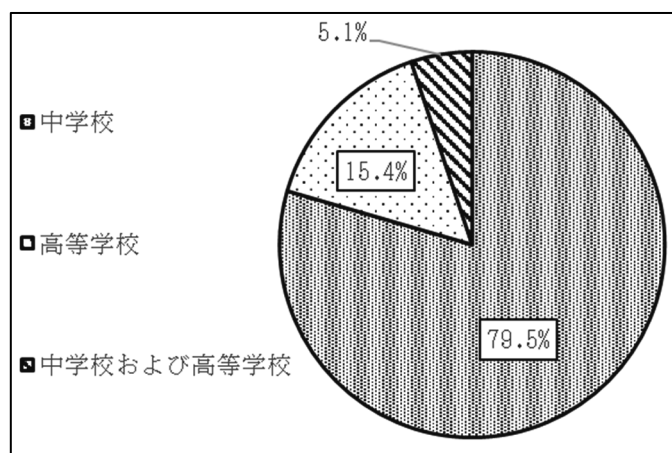


図 2 柔道授業の受講場所

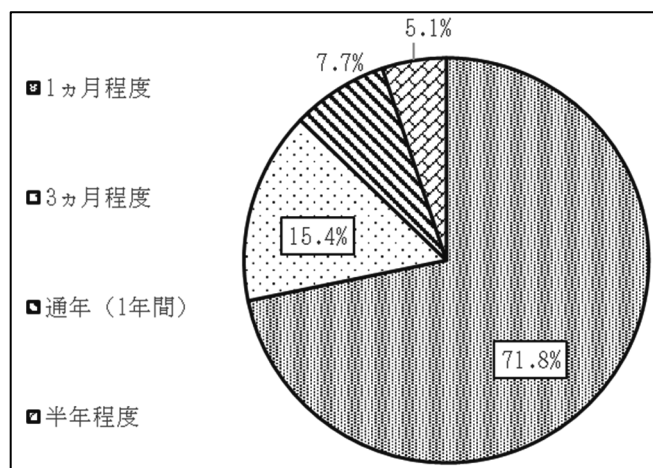


図 3 柔道授業の受講期間

また、経験なしの回答者に対し他の武道授業の受講有無を確認したところ、武道授業の経験があると回答した結果は 21 件 (55.3%) であり、17 件 (44.7%) が経験なしであった。その内訳を図 4 に示す。文部科学省が掲げている「柔道」以外の選択種目として、従前

より示されている「剣道」「相撲」「なぎなた」の中から選択させ、上記の種目以外を受講した場合は「その他」において自由記述の回答を募った。

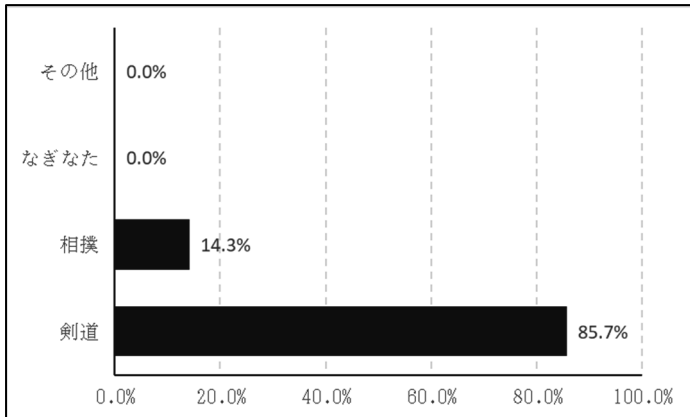


図4 柔道以外の武道の選択履修について

柔道以外の武道授業の経験があると回答した 21 件のうち、「なぎなた」「その他」の選択はなかったものの、「剣道」が 18 件 (85.7%)、「相撲」が 3 件 (14.3%) であり、大半を「剣道」が占める結果となった。

次に、柔道授業の経験があると回答したものに対し、授業の中で重点的に習得できた感じた内容について調査した結果を図 5 に示すこととする。最も回答数が多かったものが「受身」19 件 (48.7%) についてであり、約半数を占める結果となった。以降の回答結果としては、「投技」7 件 (17.9%)、「固技」6 件 (15.4%)、「作法」5 件 (12.8%)、「歴史」2 件 (5.1%) の順であった (図 5)。なお、「ルール」については回答数が 0 件であった。

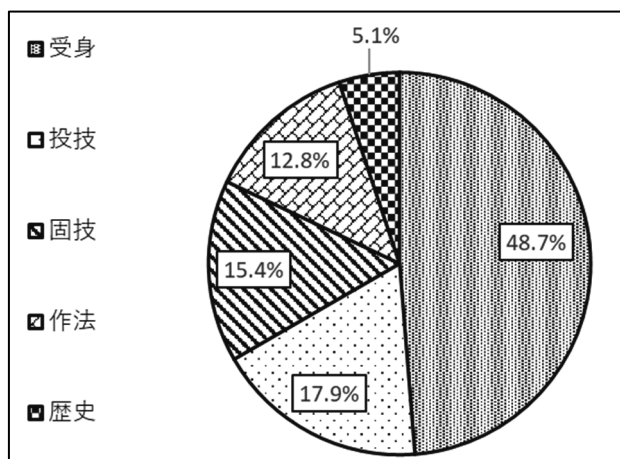


図5 柔道の授業で特に習得できたと感じた内容

4 考察

本研究において、中学校あるいは高等学校で柔道の授業を経験したものは半数以上であり、かつ、柔道を含む武道の授業を経験した総件数は、60 件 (77.9%) と約 8 割の学生が教科体育として武道を経験していることが明らかとなった。また、柔道以外の武道では剣道の授業が展開されているケースが高いことが示唆された。

2012 (平成 24) 年度から完全実施された中学校武道必修化に関して、三藤は、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対し、4 回に渡りアンケート調査を実施している。調査対象となった中学校数は全国で 1 万余校であったが、そこで得られた調査結果として、平成 28 年度の実施種目で「柔道」6,388 校 (64.7%)、「剣道」が 3,029 校 (35.5%)、「相撲」302 校 (3.5%)、「空手道」182 校 (2.1%)、「なぎなた」53 校 (0.6%)、「合気道」23 校 (0.3%)、「弓道」18 校 (0.2%)、「少林寺拳法」9 校 (0.1%)、「銃剣道」1 校 (0.01%)、「その他」19 校 (0.2%) であり、平成 27 年度と 28 年度を比較した際に、一時的に平成 27 年度には「柔道」の割合 (総数 10,543 校のうち、5,918 校が実施) が減少し「剣道」の割合 (総数 10,543 校のうち、2,903 校) が伸びていたことを報告している¹⁴⁾。また、スポーツ庁が行った全国の国公立私立中学校を対象とした「令和元年度 武道指導に関する状況調査」によると、2019 (令和元) 年 9 月時点で回答のあった、武道の授業を実施する中学校数は 9,449 校 (総回答中学校数 10,011 校) であった。また、種目別としては「柔道」5,964 校 (63.1%)、「剣道」3,418 校 (36.2%)、「相撲」364 校 (3.9%)、「空手道」324 校 (3.4%)、「なぎなた」93 校 (1.0%)、「弓道」36 校 (0.4%)、「合気道」58 校 (0.6%)、「少林寺拳法」52 校 (0.5%)、「銃剣道」5 校 (0.1%)、「その他」36 校 (0.4%) であると報告している¹⁵⁾。

以上の報告より、柔道の次に教科体育として扱われ易いのは剣道であることは明白である。北村らは、現役の教員に対し武道授業を展開する上での課題について

て調べた結果、「柔道」と「剣道」において共通している課題のカテゴリは柔道衣や剣道衣、防具などの「用具」における課題であり、特に「剣道」では約8割を超える結果となり、実施にあたり大きな課題になっており、「柔道」に比べて中学校での実施率が低い¹⁶⁾と報告していることから、本研究においても柔道以外の武道授業にて剣道が採用されてはいるものの、比率が低い結果になっているのではないかと示唆された。

また、年間の授業実施時間について、三藤の報告によると、平成26年度では最大で18.7時間、最小で5.2時間、平均9.8時間であったのに対し、平成28年度では最大授業実施時間は16.2時間、最小授業実施時間は4.5時間、平均授業実施時間は8.7時間と全体を通して年間実施時間の減少傾向が見受けられ、実施時間の確保が喫緊の課題である¹⁷⁾とのことであった。文部科学省が定義している年間授業時数（体育分野：3学年間を通じて267単位時間）を踏まえると1学年間では89単位時間であり、1学年間の授業時数で換算すると月間約8～9単位時間となり、三藤らの報告と近い結果となった。この報告を基に考えられる内容として、本研究においては、約1ヵ月程度と回答したものが7割を超えていたことから全国平均程度の授業時数は確保されているのではないかと考えられる。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説（以下、中学校学習指導要領とする。）によると武道領域において中学校の第1学年および第2学年においては、全ての生徒に履修させることとしており、第3学年においては、球技及び武道のまとまりの中から1領域以上を選択し履修できるようにすること¹⁸⁾とされており、今回の調査においては実施学年や正確な授業時数の確認ができなかったことから、より具体的な実情を把握するためにも、今一度質問項目を精査しつつ、追加調査の必要性が示唆された。

また、今回の調査において、中学校あるいは高等学校における柔道授業の中で重点的に習得できた感じた内容として、最も回答数が多かったものが「受身」で

あった。中学校学習指導要領において、「柔道」の身に付ける技能として、受身には、横受身、後ろ受身及び前回り受身があるが、初歩の段階では、横受身と後ろ受身を習熟させることが大切である¹⁹⁾とされており、おおよその保健体育科教諭は、中学校学習指導要領に則った授業展開がなされていたのではないかと考えられる。また、鮫島らは、柔道の練習は「倒れ方、転び方」から始める必要がある。この方法を「受身」といい、受身の練習を積めば投げられることに不安がなくなり、練習が積極的になり、技術も向上するため、受身の練習は初心者のみならず熟練者にも必要である²⁰⁾としており、中学校で初めて柔道の授業を受ける生徒に対し、基本動作となる「受身」を習熟させることは必須である。林らは、柔道授業を受講した大学生を対象としたアンケートにおいて、中学校や高等学校における柔道の授業において、柔道における頭部・頸部の事故についてかなり学習されている²¹⁾と報告しており、柔道での事故がマスコミ等で取り上げられることも多いため、特に安全面への留意事項として、頭頸部の負傷事故に関する学習指導も含めた授業を展開していく必要があるのではないだろうか。

よって、保健体育科教諭を目指す学生に対する指導方法の1つとして、「受身」に対する正しい知識（受身の理）^{註1}及び正確なフォームの技術指導を行うべきであり、柔道を専門としていない者でも技術の獲得ができる授業展開が望まれるのではないかと考えられる。

その他としては、「投技」や「固技」といった相手を投げたり、抑えたりすることで柔道の楽しさに触れつつも、技の理合を学ぶ内容を習得している回答や、武道の真髄である「作法」について重点的に習得できたとする回答が順に多く見受けられた。しかし、柔道の「歴史」についての回答数は少なく、武道の本質になる学習内容があまり習得できていない現状に加え、「ルール」についての知識が乏しい結果が垣間見えた。

中学校学習指導要領に記載されている武道の取扱いとして、武道は、武技、武術などから発生した我が国

固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合い互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する対人的な技能を基にした運動である。(略)したがって、第1学年及び第2学年では、技ができる楽しさや喜びを味わい、武道の特性や成り立ち、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開することをできるようにする²²⁾としている。武道領域において、第1学年及び第2学年は全ての生徒に履修させることが定義されている以上、保健体育科教諭を目指す者は上記の内容を熟知しておく必要があり、その上で生徒に理解させるための指導力も兼ね備えなければならないことになる。つまりは、大学における柔道授業において基礎技能を獲得させるための授業展開だけでなく、武道の伝統的な考え方や武道の特性などに対するアプローチが必要不可欠である。しかし、本調査において「歴史」や「ルール」が重点的に習得できていないことが示唆されたため、武道の本質を教員が生徒に伝えることができるように、保健体育科教諭を目指す学生に対する柔道授業の中にも重点的に取り入れる必要があると考えられる。

永木らは、4カ国の柔道競技者を対象に「嘉納治五郎の教育的価値」への反応を調査した結果、道徳的理念として打ち立てられた「自他共栄」の劣位化は、競技における「勝利主義」の強まりと負に相関していると捉えられるがゆえに、「競技の発展」と「教育的価値の低下」という問題においてより深刻なものとして焦点づけられる。そして、「精力善用」から「自他共栄」に至るといふ嘉納が立てた柔道理念を未だ「教育的価値」の中核と捉え、世界共通のものとして保持・継承したいのなら、実践の在り方（指導と方策）を積極的

に見直す必要がある²³⁾と報告している。また、永木は「柔道観の変容」をもたらした契機は、学校体育への復活のために強調されざるを得なかった「競技スポーツとしての柔道」路線であり、こうした傾向を決定的にしたのはオリンピックに象徴される「国際スポーツとしての柔道」であって、「競技化の促進」が、結果的に「体育」面における「身体の調和的発達や保健」といった大衆性の低下、「修心」面における「礼」の精神や「自他共栄」といった道徳的理念の低下など、嘉納が柔道思想の核とした「教育的価値」の変容をひき起こすことになった²⁴⁾と報告しており、現代の教科体育としての「柔道」においても、この問題は改善されていないのではないかと推察される。

以上の見解より、保健体育科教諭を目指す学生に対する柔道授業の在り方として、「受身」や「投技・固技」にあたる基本動作や基本となる技を習得させることはもちろんのこと、嘉納治五郎の遺訓^{註2}を汲み取った「柔道」の本質にも目を向け、指導する必要がある。また、昨今、全日本柔道連盟は柔道MIND^{註3}というプロジェクトを立ち上げているが、この内容は嘉納治五郎が教育者として理想を掲げた「柔道」による人間教育の礎となるものであると考えられる。相手を尊重する態度を育む効果が期待できる「武道のよさ」が注目され、中学校学習指導要領の趣旨の改訂に柔道が合致したからこそ武道領域の教育的価値が見出されているのではないかと推察できる。

よって、大学授業において基本的な技術指導だけでなく、歴史的な背景を伝えることで「柔道」の本質を指導することができる教員を養成することができるのではないかと考えられる。また、本研究の結果が、今後の柔道授業の発展と教育的価値を深めるための一助となることに期待をしたい。

〔註〕

註1 受身の理について以下のように掲げられている。

①投げられたときに、掌、腕、あるいは足で畳をたた

く(打つ)ことにより身体に受ける衝撃を減じる

②投げられたときに、身体を丸くすることにより衝撃を分散させる

③投げられたときに、畳をたたくことにより、筋肉を適度に緊張させ関節を保護する

④後ろ受身では、畳をたたくタイミングであごを引くことができ、頭部を保護する

柔道授業づくり教本(2017)より抜粋

註2 嘉納治五郎師範遺訓については以下の通りである。柔道は心身の力を最も有効に使用する道である。その修業は、攻撃防御の練習に由って身體精神を鍛練修養し、斯道の神髓を體得する事である。さうして、是に由って己を完成し世を補益するが、柔道修行の究竟の目的である。

「嘉納治五郎の『遺訓』」より抜粋

註3 柔道MINDとは以下のように掲げられている。

柔道MINDとは、嘉納治五郎師範が目指された「柔道を通じた人づくり」を、子どもも大人も指導者もみんなで推進する活動であり、よりよい社会を目指す「精力善用」「自他共栄」の精神を広く世の中に広めることを目的とする。なお、下記の4つのMINDを更に高めていくことで、人としてゆるぎない品格が養われるのである。

「M」MANNERS：礼節

お互いが気持ちよく過ごせる世の中に

「I」INDEPENDENCE：自立

いつも感謝の気持ちをもって、自分で考えて行動できるように

「N」NOBILITY：高潔

いつも「正々堂々」と「正しい行動」で皆から信頼される人に

「D」DIGNITY：品格

誰からも尊敬される人に

公益財団法人 全日本柔道連盟「柔道MINDプロジェクト」より抜粋

[引用文献]

1) 東建コーポレーション(株)柔道チャンネル報道チーム(2022)「講道館柔道とは」<https://www.judo-ch.jp/organization/koudoukan/about/>(アクセス日2022.10.25)

2) 同上

3) 藪根敏和ほか(1997)「柔道の原理に関する研究—「精力善用・自他共栄」の意味と修行者の理解度について—」『武道学研究』30(2), 9-26.

4) 同上

5) 野瀬清喜, 野瀬英豪(2011)「世界基準による日本伝統柔道の指導法(第一報)—ナショナルコーチアカデミーと我が国固有の運動文化としての柔道指導—」『埼玉大学紀要』60(2), 81-94

6) 野瀬清喜ほか(2009)「武道必修化に伴う柔道指導法のあり方について(第1報):学習指導要領改訂と保健体育編改善の趣旨や内容を中心に」『埼玉大学紀要』58(2), 17-34

7) 吉澤正伸, 宮腰三幸(2016)「体育授業における武道(柔道)の在り方」『北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要』7, 109-123

8) 文部科学省(2006)「教育基本法」https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html(アクセス日2022.10.25)

9) 内田良(2010)「柔道事故—武道の必修化は何をもたらすのか—(学校安全の死角(4))」『愛知教育大学研究報告』59, 131-141

10) 岩間英明(2019)「非専門家による柔道指導上の留意事項」『松本大学研究紀要』17, 131-138

11) 竹澤稔裕ほか(2017)「高校の柔道授業における教員の専門性が生徒の意識に及ぼす影響」『関東学園大学紀要』25, 39-50

12) 公益財団法人全日本柔道連盟(2018)「初心者向けの練習プログラム」<http://judo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2018/12/beginner-program2018.pdf>(アクセス日2022.10.25)

- 13) 岡崎祐史, 大藤潤也 (2021) 「柔道授業におけるディフェンス量を用いた初心者指導の有用性についての一考察」『武庫川女子大学紀要』69, 29-36
- 14) 三藤芳生 (2017) 「中学校武道必修化第4回アンケート調査結果について」『公益財団法人 全日本柔道連盟』150-159
- 15) スポーツ庁政策課学校体育室 (2019) 「令和元年度武道指導に関する状況調査」
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00367327/02tyousa_kekka.pdf (アクセス日 2022.1101)
- 16) 北村尚浩ら (2017) 「中学校における武道教育の課題:自由記述データの計量的分析」『武道学研究』50(1), 29-38
- 17) 前掲14)
- 18) 文部科学省 (2020) 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 保健体育編』東山書房 (4版), 165
- 19) 文部科学省 (2020) 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 保健体育編』東山書房 (4版), 145
- 20) 鮫島元成ら (2017) 「柔道授業づくり教本 中学校武道必修化のために」公益財団法人 全日本柔道連盟, 26
- 21) 林弘典ほか (2021) 「中学校・高校の保健体育科教員を養成する大学における柔道授業の在り方についての提言」『びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要』(18), 25-35
- 22) 文部科学省 (2020) 「中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 保健体育編」東山書房 (4版), 143
- 23) 永木耕介, 山崎俊輔 (2005) 「柔道の教育的価値に関する国際比較研究:日米豪仏の練習者を対象として」『武道学研究』80 (1), 37-50
- 24) 永木耕介 (2007) 「嘉納柔道思想の継承と変容—国際化に伴う「教育的価値」と「競技化促進」の相克—」『筑波大学博士 (体育科学) 学位論文要旨』, 762-764
- 年告示) 解説 保健体育編』東山書房 (4版), 1-305
- 2) 文部科学省 (2019) 『高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説 保健体育編 (体育編)』東山書房 (初版), 1-397
- 3) 木ノ本正夫 (1998) 「柔道の授業指導実践報告:効率よく、より楽しく学習することを目指して」『金沢大学教育学部附属高等学校』50, 117-124
- 4) 大矢知佳ほか (2022) 「柔道授業の課題からみえる体系的なカリキュラム編成の必要性」『愛知教育大学保健体育講座研究紀要』46, 35-41
- 5) 杉山慎一郎 (2019) 「柔道—受と取が一体となった「投げ」—」『教育研究協議会要項』86-93
- 6) 東建コーポレーション (株) 柔道チャンネル報道チーム (2022) 「柔道の父」嘉納治五郎」https://www.judo-ch.jp/kanou_life/ (アクセス日 2022.1101)
- 7) 公益財団法人全日本柔道連盟 (2022) 「柔道 MIND プロジェクト」<https://www.judo.or.jp/what-is-judo/judo-mind/> (アクセス日 2022.1101)

[参考文献]

- 1) 文部科学省 (2020) 『中学校学習指導要領 (平成29

A Study on the Ideal Judo Class for Students Aiming to Become Health and Physical Education Teachers

○Yuji OKAZAKI Junya OHFUJI

abstract :

In this study, we investigated whether students taking judo classes in university classes attended judo classes at junior high school or high school, and what they focused on learning. Based on the results, we aimed to obtain basic materials for considering the ideal state of judo classes for students aiming to become health and physical education teachers. As a result, about half of the respondents had taken judo classes at junior high school or high school. In addition, about half of the content that they felt they were able to learn was "ukemi." However, the number of responses to "history," which is also the essence of judo (martial arts), was very small. Therefore, it is necessary to develop classes that convey the historical background as well as technical guidance of judo.